

三社長第 3-753 号

平成 29 年 3 月 14 日

三島市被保険者にサービス提供予定の

訪問型サービス
事業者 管理者様
通所型サービス

三島市社会福祉部長寿介護課長

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う事業者の手続き等について

浅春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険行政・高齢者福祉行政の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月からの当市における介護予防・日常生活支援総合事業を実施にあたり、各事業者が行う必要のある手続き等について、下記のとおりご案内いたしますので、遺漏のないようご注意ください。

記

1 法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。

(1) 法人の定款

次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を新たに位置付けてください。

記入例 「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」

「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」

※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成 30 年 3 月 31 日までは事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※平成 27 年 3 月までに指定された事業所については、平成 30 年 3 月 31 日までは「みなし指定」を受けているので、それまでの間に変更しておいてください。

※平成 27 年 4 月以降に指定を受けた事業所については、「みなし指定」がありませんので、平成 29 年 4 月 1 日以降に総合事業を行う場合、それまでに変更が必要です。

※定款の変更に当たっては、所管する行政機関がある場合、事前に確認が必要です。

(2) 運営規程、重要事項説明書

「介護サービス」、「介護予防サービス」と「介護予防・日常生活支援総合事業」を一体的に作成しても差し支えありませんが、利用者の誤解与える可能性があること、介護予防サービスが平成30年3月末で終了することを鑑み、三島市では「介護予防・日常生活支援総合事業」単独での作成を推奨します。現在の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」のものを基に作成する手順を説明します。

ア サービス名の表記

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されているサービス名を、具体的な事業の内容が分かるように変更する必要があります。

- ・「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」
⇒「第1号訪問事業（訪問型サービスA）」
- ・「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」

イ 文中で引用する用語・要綱等について

文中に法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修正等を行ってください。

- ・「介護報酬の告示上の額」または「厚生労働大臣が告示で定める金額」を「三島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額を定める要領で定める金額」
- ・「介護予防サービス計画」を「介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（「総合事業によるサービス計画」でも可）」に変更
- ・「介護予防訪問計画」を「第1号訪問事業に係るサービス計画」
- ・「介護予防サービス事業者」を「介護予防サービス事業者及び第1号事業事業者等」
- ・「担当の介護支援専門員」を「担当の地域包括支援センターまたは介護支援専門員」
- ・「事業所の所在地が7級地のため、単位数に〇〇．〇〇を乗じた額」を「三島市が7級地のため、単位数に〇〇．〇〇を乗じた額」
※介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスを提供する事業所のうち、平成27年3月31日以前に指定を受けたみなし指定事業者は、施設所在地の地域単価を使用するため、平成30年3月31日までは変更の必要はありません。
※級地については別紙参照
- ・「訪問介護員」を「訪問介護員等」
※訪問型サービスAのみ。三島市生活支援サポーター要請研修修了者が従事する可能性があるため。
- ・訪問型サービスAの提供するサービスの内容から、身体介護を削除

ウ 利用料金等について

介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスについては概ね現在の介護予防サービスの料金と変更はありませんが、訪問型サービスAは料金が異なること、月額包括報酬から単価に変更になることから、その内容を反映させてください。

エ 運営規程の作成及び届出について

- ・すべての事業所において、平成29年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成27年3月31日時点で指定を受けていた「みなし指定」の事業者については、市への届出は不要です。
- ・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、総合事業の指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。
- ・平成30年4月1日以降に新規または更新の指定を受ける事業者については、指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

オ 要介護者向けと要支援者等向けの切り分け

これまで、要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

- ・(介護予防) 訪問介護 ⇒ 「訪問介護」と「介護予防訪問介護」、「第1号訪問事業」
- ・(介護予防) 通所介護 ⇒ 「通所介護」と「介護予防通所介護」、「第1号通所事業」

(3) 契約書

ア サービスの表記の変更

「(2) 運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

イ 契約の締結時期

利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者ということになるため、次の要支援認定期間の開始時に総合事業の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は利用者ごとに違うため、事業所は平成29年4月までに契約書のひな型を用意しておき、その後、認定更新をした利用者と契約を締結することになります(平成29年4月1日付で一斉に契約変更するものではありません)。

※契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。

三島市社会福祉部長寿介護課 電 話 055-983-2609 E-mail kaigo@city.mishima.shizuoka.jp
--